千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　市長は、性暴力被害に遭った女性又は子ども及びその関係者に対して、被害から回復するための支援を行うとともに、性暴力被害の予防や女性又は子どもに対する暴力の根絶を目指すため、性暴力被害者支援センター事業を実施している団体に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（対象者）

第２条　補助対象者は、千葉市内で性暴力被害者支援センター事業を実施している団体（以下「補助対象者」という。）とする。

（定義）

第３条　性暴力被害者支援センターとは、性暴力被害者及びその関係者を支援するため、以下の事業を一元的に実施している機関をいう。

（１）相談・必要な支援のコーディネート

（２）産婦人科医療の支援

（３）支援員の養成

（４）性暴力被害に関する教育・啓発

（補助対象経費及び補助額）

第４条　補助金の対象となる経費は、性暴力被害者支援センターの事業経費のうち、別表に掲げるものとする。

２　補助金額は、別表に定める補助上限額と補助対象経費から国、県、本市以外の市町村その他団体の補助金等、本要綱によらない本市の他の補助金及び寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない額の１０分の１０とする。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

（１）定款又は規約

（２）役員名簿

（３）その他市長が必要と認めるもの

（補助金交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の内容、経費の配分又は事業計画（市長が認める軽微な変更を除く。）の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）その他市長が必要と認める事項

（交付決定通知）

第７条　規則第６条の規定による通知は、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

（変更等の承認申請）

第８条　第６条第１号又は第２号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市性暴力被害者支援センター事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（変更等の承認）

第９条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、すみやかに内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は事業計画（中止又は廃止）について、承認の可否を決定し、千葉市性暴力被害者支援センター事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（状況報告）

第１０条　補助対象者は、補助事業の実施年度の第２四半期の末日現在において、千葉市性暴力被害者支援センター事業状況報告書（様式第５号）を作成し、当該年度の１０月１５日までに市長に提出するものとする。

２　前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため市長が必要であると認めるときは、補助対象者に対して、補助事業の状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第１１条　規則第１２条の規定により報告しようとするときは、補助事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月５日のいずれか早い期日までに、千葉市性暴力被害者支援センター事業実績報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（１）補助事業に関する支出に係る証拠書類の写し

（２）その他市長が必要と認めるもの

（額の確定通知）

第１２条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金額確定通知書（様式第７号）によるものとする。

（交付の請求）

第１３条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出するものとする。

２　規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第９号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

第１４条　規則第１７条第３項において準用する規則第６条による通知は、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）によるものとする。

（返還命令）

第１５条　規則第１８条第１項又は２項の規定による返還命令は、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金返還命令書（様式第１１号）によるものとする。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、

当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

<table>
<tr><td rowspan="2">補助対象経費</td><td>被害者相談支援運営・機能強化等事業</td><td>1　性暴力被害者支援センターの運営に要する経費
支援員（被害者からの相談を受け付け、関係機関との調整、同行支援・緊急支援の業務を行うものをいう。）の人件費（賃金及び社会保険料等事業主負担分）、事務職員の人件費
2　支援員に対する研修に要する経費（受傷対策を含む。）
講師・カウンセラーの謝金、同旅費、施設賃借料、研修資料の印刷費
3　性暴力被害者支援センターの広報啓発に要する経費
講師の謝金、同旅費、施設賃借料、印刷製本費、通信運搬費</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助率</td><td>１０／１０</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助上限額</td><td>２００万円</td></tr>
</table>

様式第１号

年　　月　　日

千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付申請書

（あて先）千葉市長

申請者
住　　所
団 体 名
代表者名　　(※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）から
の申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により次のとおり申請します。

補助金の目的及び内　　容	
交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎	
交付を受けたい時期	
添　付　書　類	１　定款又は規約 ２　役員名簿 ３　その他市長が必要と認めるもの

別紙

補助事業計画書

1　団体の概要

１．名称	
２．所在地	
３．設置年月日	
４．法人の種類	
５．代表者の役職・氏名	
６．団体の目的	
７．事務局（役職、人数等）	
８．主な事業内容	
９．支援員の主な資格、経歴等	

2　事業計画

１．事業期間	年　月　日～　年　月　日
２．運営時間	平日　～　年間の総時間数　時間 土日　～　年間の総時間数　時間 祝日　～　年間の総時間数　時間
３．職員の人数	支援員（コーディネーターを除く） 常勤　人　非常勤　人 コーディネーター 常勤　人　非常勤　人 事務職員 常勤　人　非常勤　人
４．相談件数	電話相談　件 面接相談　件
５．同行支援件数	件
６．緊急支援件数	件
７．支援員の研修回数	回（うち受傷対策　回）
８．法律相談件数	件
９．医療従事者の研修参加人数	人

３　経費の配分

（１）収入　　（単位：円）

補助対象経費	収入額	備　考
・市補助金 ・その他		
計		

※「その他」については、備考欄に財源の種類（寄付金等）を記入すること。

（２）支出　　（単位：円）

補助対象経費	支出額	積算根拠	備　考
１　性暴力被害者支援センターの運営に要する経費 ・支援員の人件費 ・事務職員の人件費 ２　支援員の研修に要する経費（受傷対策を含む） ３　性暴力被害者支援センターの広報啓発に要する経費			
合　計			

様式第２号

千葉市指令　　第　　号

住　　所
団 体 名
代表者名　　様

千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付申請のあった　　年度千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　印

補助金交付決定額	円
交　付　条　件	１　補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 ２　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 ３　補助事業が予定期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 ４　千葉市補助金等交付規則及び千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号

年　　月　　日

千葉市性暴力被害者支援センター事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

住　　所
団 体 名
代表者名　　(※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号により補助金の交付決定のあった千葉市性暴力被害者支援センター事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付要綱第８条の規定により申請します。

事業の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定年月日		
添　付　書　類		補助事業変更計画書

※補助事業変更計画書については、様式第１号の別紙に準じた書類を作成すること。

様式第４号

千葉市指令　　第　　号

住　　所
団 体 名
代表者名　　様

千葉市性暴力被害者支援センター事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

　　年　　月　　日付申請のあった　　年度千葉市性暴力被害者支援センター事業変更（中止・廃止）承認申請について、次のとおり決定したので、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　印

申請事項について	□　承認 □　不承認 （理由：　　）
そ　の　他	

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第５号

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

住　　所
団 体 名
代表者名　　(※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）から
の申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市性暴力被害者支援センター事業状況報告書

年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号により補助金の交付決定のあった千葉市性暴力被害者支援センター事業を千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付要綱第１０条の規定により、報告します。

別紙

１　事業報告

１．報告期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
２．職員の人数	支援員（コーディネーターを除く） 常勤　　人　非常勤　　人 コーディネーター 常勤　　人　非常勤　　人 事務職員 常勤　　人　非常勤　　人
３．相談件数	電話相談　　件 面接相談　　件
４．同行支援件数	件
５．緊急支援件数	件
６．支援員の研修回数	回 （うち、受傷対策　　回）
７．法律相談件数	件
８．医療従事者の研修参加人数	人

２　事業に要する経費の支出（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

（単位：円）

補助対象経費	支出額	備　考
１　性暴力被害者支援センターの運営に要する経費 ・支援員の人件費 ・事務職員の人件費 ２　支援員の研修に要する経費（受傷対策を含む） ３　性暴力被害者支援センターの広報啓発に要する経費		
合　計		

様式第６号

年　　月　　日

千葉市性暴力被害者支援センター事業実績報告書

（あて先）千葉市長

住　　所
団 体 名
代表者名　　(※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年　　月　　日付千葉市指令　　第　号により補助金の交付決定があった千葉市性暴力被害者支援センター事業が終了しましたので、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年　　月　　日交付　　円
補助事業の経費精算額	円
添　付　書　類	１　補助事業に関する支出に係る証拠書類の写し ２　その他市長が必要と認めるもの

別紙

１　事業実績

１．事業期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
２．運営時間	平日　　～　　年間の総時間数　　時間 土日　　～　　年間の総時間数　　時間 祝日　　～　　年間の総時間数　　時間
３．職員の人数	支援員（コーディネーターを除く） 常勤　　人　　非常勤　　人 コーディネーター 常勤　　人　　非常勤　　人 事務職員 常勤　　人　　非常勤　　人
４．相談件数	電話相談　　件 面接相談　　件
５．同行支援件数	件
６．緊急支援件数	件
７．支援員の研修回数	回（うち受傷対策　　回）
８．法律相談件数	件
９．医療従事者の研修参加人数	人

２　経費の配分

（１）収入　　（単位：円）

補助対象経費	収入額	備　考
・市補助金 ・その他		
計		

※「その他」については、備考欄に財源の種類（寄付金等）を記入すること。

（２）支出　　（単位：円）

補助対象経費	支出額	備　考
１　性暴力被害者支援センターの運営に要する経費 ・支援員の人件費 ・事務職員の人件費 ２　支援員の研修に要する経費（受傷対策を含む） ３　性暴力被害者支援センターの広報啓発に要する経費		
合　計		

様式第７号

千葉市達　　第　　号

住　　所
団 体 名
代表者名　　様

千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金額確定通知書

年　　月　　日付千葉市性暴力被害者支援センター事業実績報告書により、千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長　　印

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補 助 金 の 確 定 額	円

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第８号

年　　月　　日

千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付請求書

（あて先）千葉市長

住　　所
団 体 名
代表者名　　(※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）から
の申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付決定通知書により決定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添付書類	千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金額確定通知書の写し

様式第９号

年　　月　　日

千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

住　　所
団 体 名
代表者名　　(※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）から
の申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付決定通知書により決定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

補助金の決定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添付書類	千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付決定通知書の写し

様式第１０号

千葉市達　　第　　号

住　　所
団 体 名
代表者名　　様

千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付千葉市指令　　第　　号により通知した千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する第６条の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長　　印

補助金の交付決定額	円
取　　消　　額	円
取消後の交付決定額	円
取　消　の　理　由	円

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１１号

千葉市達　　第　　号

住　　所
団 体 名
代表者名　　様

千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第１８条第１項又は第２項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年　　月　　日

千葉市長　　印

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返　還　期　限	年　　月　　日
返還を命ずる理由	
返　還　方　法	

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。